

【知的財産ポリシー】

嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学（以下、本学）は、研究・教育の成果として生じた知的財産の産業界および地域等での活用を促進するとともに、学校法人大覚寺学園（以下、学園）の建学理念を実現するため以下の知的財産ポリシーを策定します。

知的財産の創出と活用

- 本学は産業界および地域の発展に有益な知的財産の創出に努めます。本学で生じた知的財産は学園の建学理念に基づき広く社会のために活用するものとします。学園の建学理念および諸ポリシーに抵触しない範囲において知的財産の権利化と社会的活用に努めます。

知的財産管理保護体制

- 適切な知的財産管理・保護のため、必要な組織および制度の整備を行います。
- 守秘義務および成果公表などの諸条件を遵守し、連携先の利益を守ります。

知的財産の帰属と利益配分

- 権利化の結果において得られる利益は、本学のさらなる研究教育活動の推進のために活用します。
- 受託研究および事業により生じる知的財産権については契約書などにおいて帰属を明示することとします。
- 本学帰属となった知的財産権から発生する収入は、学内関連規程および学内の機関決定において当該知的財産創出に関わった教職員・学生等に対し適切に配分します。